

四日市市デジタル人材育成研修実施業務委託プロポーザル審査要領

1. 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本プロポーザル実施要領で想定する参加資格要件を満たす者のうち、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

なお、見積書合計金額が見積限度額を超えている場合は、審査対象から除外する。

2. 審査方法

審査は、「書類審査」（企画提案書の審査）及び「面接審査」（プレゼンテーションの審査）により行う。

審査は、本市が設置する「四日市市デジタル人材育成研修実施業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

参加者から提出された「企画提案書」に基づいて、第1次審査である書類審査を行い、各委員の得点を合計した総合得点の上位3者を選定する。なお、第1次審査が3者以下の場合は、第1次審査を実施せず、第2次審査の日程を繰り上げて実施する。この場合、第2次審査に第1次審査の内容を含めるものとする。

上位3者に対して、第2次審査として面接審査（プレゼンテーション審査）を行う。第2次審査を踏まえ、必要に応じて第1次審査の得点の修正を行い、その得点と第2次審査の得点を合計した総合得点の最も高い審査対象者を「受託候補者」、その次に総合得点の高い審査対象者を「次点候補者」として特定する。

3. プレゼンテーション

以下のとおり応募者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。詳細（会場、時間等）については、応募者個別に電子メールで連絡する。

○説明

・提案内容の説明を行う。構成は企画提案書の順とすること（20分以内）。

○質疑

・説明終了後、審査委員会の委員が説明者に対して質疑を行う（10分程度）。

○その他

・説明者は、実施体制に記載したプロジェクトを主に推進する者と講師を含めた3名以内とし、講師がプレゼンテーションを行うこと。

・補足資料の配布及び使用は認めない。

・説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、これら機材を使用する場合は事前連絡すること。なお、必要に応じて、本市が会場に用意するパソコン、プロジェクター（いずれも1台ずつ）について使用可能とする。

・審査結果の通知は、企画提案書の提出のあったすべての事業者に通知する。

・審査結果に関する異議等は受け付けない。

4. 申出者が1者のみの場合

企画提案書提出事業者が1者の場合については、審査委員会で審査点満点の6割以上の評価を得た場合に限り、改めて提案募集は行わず、当該事業者を受託候補者とする。